プライム市場における英文開示の拡充に 関して寄せられた主なご質問と回答 (2025年3月更新版)

※本資料は2024年2月26日に公表した「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備の概要」で掲載した「よくある質問と回答」について、その後頂戴した主なご質問及びその回答を追加等したものです。 (2025年3月に更新した設問の前に、「更新」を記載しています)



株式会社東京証券取引所 上場部 2025年3月

・決算情報4・適時開示情報9・書面の提出と規則違反に対する措置1 4・訂正関係1 5・その他1 6(参考) 英文開示拡充の内容1 9

INDEX

よくある質問と回答

• プライム市場における英文開示の拡充の内容

• 改正規則の適用時期



2 0

2 1

よくある質問と回答



① 決算情報については、どのような書類が英文開示の対象となりますか。

- ▶ 決算短信・四半期決算短信のほか、通期決算・四半期決算の内容を投資者にわかりやすく伝達するために作成する決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料が対象となります。
- ▶ これらの書類のすべて/各書類の全文について英語での開示を求めるものではなく、日本語での開示の一部又は概要の開示で足りるものとします。
- 例えば、決算短信・四半期決算短信のみの開示や、決算短信・四半期決算短信のサマリー情報と決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料の開示なども想定されます。
- ▶ 自社の英文開示の範囲については、海外投資家との対話の内容等も踏まえてご検討ください。

② 決算補足説明資料とは具体的にどのような資料を指すのでしょうか。

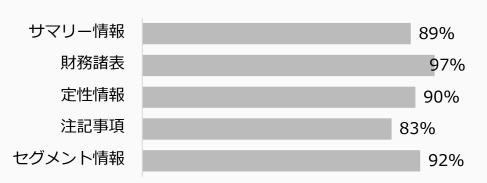
例えば、決算短信や四半期決算短信とあわせて開示している補足資料や、決算説明会・四半期決算説明会において投資家向けに提供する資料等が想定されます。

③ 日本語の決算補足説明資料自体を作成・提供していないのですが、英文開示は必要ですか。

- ▶ 決算補足説明資料については、日本語で開示している場合を対象として想定したものであり、 日本語での開示がない場合について英文のみの開示を求める趣旨ではありません。
- ▶ 決算補足説明資料の日本語での開示を行っていない場合には、決算短信・四半期決算短信の 英文開示(一部又は概要も可)の実施をお願いします。

- ④ 「日本語による開示の一部・概要のみでも可」とありますが、どの程度の水準まで認められるのでしょうか。例えば、決算短信・四半期決算短信のサマリー情報のみを英文開示することでも良いですか。
 - ▶ 決算情報については、日本語での開示の一部又は概要を英文開示することで足りるものとしています。
 - ▶ したがって、例えば、決算短信・四半期決算短信のサマリー情報のみ英文開示を行っている場合でも、規則違反には当たりません。
 - 一方で、海外投資家からは、決算短信・四半期決算短信について、財務諸表の数値などの情報だけでなく、セグメント情報や注記などについても英文開示を求める声や、決算補足説明資料を重視する声も寄せられています。
 - 海外投資家との対話の内容等も踏まえて、自社の英文開示の範囲について、継続的にご検討ください。

海外投資家が英文開示を必要とする項目・情報



出所:英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果(2023年8月) 注:決算短信について、英文開示を「必須」又は「必要」と回答した機関投資家 (63件)の回答を集計。

海外投資家の声

- 決算短信の**サマリー情報は情報ベンダーによって英 文で配信**されるため、**定性情報にこそ価値**がある
- 決算短信であれば売上や利益などの数値情報だけでは十分とはいえない。セグメント情報・注記なども含め英文で開示してほしい
- 決算説明会資料は事業環境、経営戦略の進捗・今後 の見通しなどの企業の概況を理解し、投資判断を行 ううえで重要
- 決算説明会資料は、書類の形式上、機械翻訳が困難 であるため、英文開示が必要

- **⑤** 決算短信・四半期決算短信について、日英同時開示を行うために決算発表日を後ろにずらすこと は問題ありませんか。
 - ▶ 決算短信・四半期決算短信については、その内容が定まった場合には直ちに開示することが 求められています。
 - ▶ 決算の内容が定まる時期については、その時々の上場会社の事情等によることから、毎年同じ日程で決算発表を行う必要はありませんが、日本語の内容が定まっている場合には直ちに開示する必要があります。
 - ▶ 投資家からも、英文開示への対応による日本語での開示の遅れについて強い懸念が示されていることから、英文開示に係る工程を工夫するなどして決算発表日は後ろにずらさずに日英同時に開示する体制の構築に努めてください。
 - そのうえで、英訳に時間を要する場合には、例えばサマリー情報や財務諸表など、対応可能な範囲のみを日本語と同時に開示したうえで、後日その他の範囲についても英文開示を行うなどの対応をご検討ください。
 - ▶ なお、英文開示については、日本語での開示の一部又は概要を英文開示することで足りるものとしていることから、必ずしも全文の後日開示が求められるものではありません。

6

- **⑥ 決算情報に関する英文資料は、どのような方法で開示すればよいですか。**
 - ▶ 決算情報に関する英文資料については、海外投資家へのタイムリーな情報提供の観点から、 TDnetで開示する必要があります。
 - ▶ ただし、決算短信・四半期決算短信の英文開示(一部又は概要も可)をTDnetで行う場合は、英語の決算補足説明資料の公表方法は問いません(自社のウェブサイトでの公表も可)。
- ⑦ 決算短信・四半期決算短信について英文開示する場合、日本語の決算短信・四半期決算短信と同じデータファイルが求められますか。
 - ▶ 英語の決算短信・四半期決算短信については、PDFのみご提出ください(日本語の開示に添付されるXBRL等のデータファイルは不要です)。
- 8 日本語の四半期決算短信に含まれる四半期財務諸表等について、監査人による期中レビューを受け、期中レビュー報告書を添付して開示する場合に、英語の四半期決算短信についても、監査人による期中レビューを受けなければなりませんか。
 - ▶ 決算情報については、日本語での開示の一部又は概要を英文開示することで足りるものとしていることに加え、英文開示は日本語の開示の参考訳と位置付けていることから、英語の四半期財務諸表等に対する監査人の期中レビューは必要ありません。
 - なお、仮に海外投資家のニーズ等も踏まえ、英語の期中レビュー報告書が必要と判断する場合には、監査人とも相談の上、対応をご検討ください。

- ⑨ 決算短信と決算説明会資料を日本語で開示しますが、決算短信を先に開示し、その後(後日を含更新む)、決算説明会資料を開示する予定です。この場合、どのように英文開示を行う必要がありますか。
 - 先に開示する日本語の決算短信と同時に、英文開示(一部又は概要でも可)を行う必要があります。
 - その後(後日を含む)開示する決算説明会資料は、決算の内容について補足的に分かりやすく説明するために作成されるものであると考えられ、英文開示は必須ではありません。
 - ⑪ 四半期決算短信について、レビュー報告書受領前に1回目の開示を行い、レビュー報告書受領後に2回目の開示を行います。1回目の開示については日英同時開示を行いますが、2回目の開示についても英文開示が必要ですか。
 - レビューの完了という新たな会社情報が生じていることから、2回目の開示についても日英同時開示が必要です。その際、日本語の四半期決算短信にはレビュー報告書の添付が必要ですが、英語についてはレビュー報告書の添付は任意です。
 - なお、レビューが完了したことを明らかにするため、1回目に開示した四半期財務諸表等からの変更の有無等を記載した頭紙を、英語の四半期決算短信にもつけることが考えられます。

① 適時開示情報とは何ですか。

▶ 上場会社がTDnetを利用して適時開示する会社情報(決算情報を除く)をいいます。具体的には、上場規則において適時開示を求めている以下の会社情報のほか、会社がTDnetを利用して任意で適時開示している会社情報についても英文開示が必要です。

○上場会社の情報

- 上場会社の決定事実
- 上場会社の発生事実
- 上場会社の業績予想、配当予想の修正等
- その他の情報

(投資単位の引下げに関する開示、財務会計基準機構への加入状況等に関する開示、MSCB等の 転換又は行使の状況に関する開示、支配株主等に関する事項の開示、非上場の親会社等の決算情報、上場維持基準への適合に向けた計画の開示 等)

○子会社等の情報

- 子会社等の決定事実
- 子会社等の発生事実
- 子会社等の業績予想の修正等

② 業績予想の修正など、一部の適時開示項目のみを英文開示することでもよいですか。

- ▶ 上場規則において適時開示を求めている会社情報のすべてについて、英文開示が必要です。
- ▶ ただし、各適時開示について、日本語による開示の内容の一部又は概要を開示すれば足りる ものとします。

- ③ 軽微基準に該当する適時開示についても、英文開示が必要ですか。
 - 軽微基準に該当する場合であっても、公平な情報提供の観点から、日本語で適時開示を行っている場合については、英文開示が必要です。
 - ▶ なお、投資家からは、英文開示の実務負荷から、例えば、明示されている開示項目以外の開示が適切に行われなくなるなどの適時開示自体の後退を懸念する声が寄せられています。
 - ▶ 英文開示については、日本語での開示の一部又は概要を開示する方法も可能ですので、引き続き、投資判断上重要な情報については、適時・適切に開示してください。
- **④ PR情報や縦覧書類(株主総会招集通知、CG報告書等)についても英文開示が必要ですか。**
 - PR情報や縦覧書類については英文開示は必須ではありません(任意です)。

- 「日本語による開示の一部・概要のみでも可」とありますが、どの程度の水準まで認められるの **|でしょうか。** 更新
 - 一部・概要の水準感については、一律の定めはありません。海外投資家との対話の内容等も 踏まえて、各社においてご検討ください。
 - 例えば、いつ何を(が)決定/発生したかといった海外投資家が事案の概要を把握するに足 りる情報について英語で開示したうえで、詳細は日本語による開示を参照することも考えら れます。
 - ▶ 一部・概要を開示する際の考え方等は、以下のサイトから「開示様式例(一部又は概要) | をご参照ください。 https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/form/index.html
 - なお、1つの日本語資料において複数の開示項目の内容を記載している場合は、英文資料に おいても、同様に、複数の開示項目の内容を記載する必要があります(一部の開示項目のみ を英文開示することは認められません)。
 - 例:日本語の決算短信に「減損損失の発生」の内容も含める形で開示する場合、英文の決算 短信に「減損損失の発生」の内容も含める形で開示するか、又は、英文の決算短信とは別に 「減損損失の発生」についての英文資料を作成して開示してください。

- 「日本語による開示の一部・概要」で開示した場合、その後に全文の英文開示が必要ですか。 **(6)**
 - 日本語による開示の一部・概要を同時開示した場合に、その後の全文の英文開示が求められ るものではありません。
 - 後日全文の英文開示を行うかどうかについては、海外投資家との対話の内容等も踏まえて、 自社でご検討ください。
- すべての適時開示について、必ず日英同時開示が求められるのでしょうか。

更新

- 英語による開示については、原則として、日本語による開示と同時に行うことが求められま すが、例えば、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等に より開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合であって、英語による同時開示を 行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、この限りでないものとします。
- ▶ 適時開示については、該当する場合は直ちにその内容を開示することが求められているため、 日本語の内容が定まっている場合には直ちに開示する必要があります。
- ▶ 日本語による適時開示自体が遅延することがないよう、まずは日本語による開示を優先し、 その同日中(※)に英語による開示を行ってください(日本語による開示の一部又は概要で も可)。具体的な対応については東証担当者にご相談ください。
- ※ 英文開示についても、日本語による適時開示と同様、原則として平日夜間(17時以降)は、 19時までの開示を受け付けています。19時までの開示が難しい場合は、翌営業日立会時 間開始(午前9時)までの開示をお願いいたします。

- **⑧** 適時開示情報に関する英文資料は、どのような方法で開示すればよいですか。
 - ▶ 適時開示情報に関する英文資料については、海外投資家へのタイムリーな情報提供の観点から、TDnetで開示する必要があります。
- ⑨ 日本語で「開示事項の経過」や「開示資料の追加」としての適時開示を行います。当初の適時開示については既に英文開示を行っていますが、その後の経過開示・追加開示についても英文開示が必要ですか。
 - ▶ 日本語で「開示事項の経過」や「開示資料の追加」としての適時開示を行う場合、当該時点 で新たな会社情報が生じていると考えられるため、日本語と同時に英文開示が必要です。
 - ▶ なお、「決算発表資料の追加」に関する英文開示の要否については、P8の⑨をご参照ください。
- 当社について報道又は噂が流布され、その情報の真偽を明らかにする必要が生じたため、急遽対応し、日本語による開示(以下、開示①)を行いました(日本語による開示が遅延しないよう、日本語による開示を優先したため、英語による同時開示は行えませんでした)。当該案件については、同日中に、取締役会決議を経たうえで、上場会社の決定事実としての開示(以下、開示②)を日英同時に行う予定ですが、開示①についても、事後的に英文開示が必要ですか。
 - ▶ 原則として、開示①についても、速やかに英文開示を行ってください。
 - ▶ ただし、開示①についての英文開示を可及的速やかに準備したとしても、開示②の日英同時 開示を行うタイミングのほうが早くなる場合は、開示①についての英文開示を行う必要はあ りません。

よくある質問と回答(書面の提出と規則違反に対する措置)

- ① 当社は、英文開示義務化の適用猶予に係る書面を2025年1月6日〜3月14日までの間に提 更新出しました。いつから義務化の対象となりますか。また、当該書面を提出した上場会社の一覧は 公表されていますか。
 - ▶ 英文開示義務化の適用猶予に係る書面を提出した場合は、書面にご記載いただいた英文開示の実施予定時期にかかわらず、一律で、2026年4月1日から義務化の対象となります。
 - ▶ 当該期日までを期限として、決算情報及び適時開示情報について、日英同時に開示する体制 を構築してください。
 - ▶ 義務化の適用猶予を受けている上場会社の名称及び英文開示の実施予定時期を記載した一覧については、以下のサイトから「英文開示義務化の猶予会社一覧」をご参照ください。 https://www.jpx.co.jp/listing/others/en-disclosures/index.html
 - ② 決算情報及び適時開示情報の英文の同時開示を実施しなかった場合に罰則はありますか。
 - ▶ その内容や経緯・原因等に応じて、公表措置等の対象となる場合があります。
 - ただし、例えば、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合であって、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、同時に開示しなくてもよいこととしており、こうした場合は措置の対象となる規則違反には当たりません。

よくある質問と回答(訂正関係)

- ① 日本語の開示資料に誤りがあって訂正を行う場合、英文開示は必要ですか。
 - 英文資料においても日本語の開示資料と同様の誤りがある場合は、英語での訂正開示が必要です。
 - 英文資料には誤りがない場合(日本語の開示資料のみに誤りがあった場合)は、訂正内容の 影響等を踏まえて判断してください。例えば、日本語の一部又は概要を英語で開示し、詳細 は日本語の開示資料を参照するよう記載している場合で、日本語の開示資料に投資判断上重 要な誤りがあった場合などは、日本語の開示資料に訂正を行った旨を英語で開示してください。
- ② 日本語の開示資料のPDFに誤りはないものの、添付しているXBRLデータに誤りがあり、数値 データ訂正の開示を行います。英文資料はPDFのみを開示しており、誤りはありませんが、当該 数値データ訂正についての英文開示は必要ですか。
 - ▶ 日本語の開示資料のみに添付している数値データ訂正については、英文開示は不要です。
- ③ 開示済みの英文資料に誤訳が見つかった場合、訂正開示は必要ですか。
 - 英文開示は日本語の開示の参考訳との位置づけ(内容の正確性は規則違反に対する措置の対象外)ですが、誤訳による影響等を踏まえて訂正開示の要否を判断してください。
 - 英語での訂正開示を行う場合は、訂正内容が容易に判別できるよう、訂正前後の内容を(例えば「正誤表」の形式により)記載してください。

よくある質問と回答(その他)

① TDnetで開示した英文資料はどのように配信・公表されるのでしょうか。

更新

▶ TDnetで開示した英文資料は、海外投資家が利用している情報ベンダー等の端末にタイムリーに配信されます。英文資料配信先については、以下のサイトから「英文資料配信先」をご参照ください。

https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/service/index.html

- 英文の適時開示資料は、JPXウェブサイト(英語サイト)にあるCompany Announcements Serviceにもタイムリーに掲載されます。
- ▶ また、すべての英文資料(適時開示資料の他、縦覧書類やPR情報等を含む)は、開示日の翌日に、JPXウェブサイト(英語サイト)にあるListed Company Searchにも掲載されます。



よくある質問と回答(その他)

- ② 決算情報及び適時開示情報の英文開示について他社の実施状況を確認することはできますか。
 - ▶ 東証では、各社の決算情報、適時開示情報などの英文による開示状況を、上場会社からの回答に基づき「Availability of English Disclosure Information by Listed Companies」としてとりまとめ、一覧として公表しております。
 - ▶ なお、本一覧は英語のみでの提供となります。以下のサイトにアクセスしてご利用ください。 https://www.jpx.co.jp/english/equities/listed-co/disclosure-gate/availability/index.html
 - ▶ また、上場会社DBSでは、過去5年間分の全上場会社の英文開示資料等を検索・閲覧する ことが可能となっています。
- ③ 決算情報及び適時開示情報の英文開示について、英文開示の参考となるようなフォーマットはありますか。
 - ▶ 東証では、決算短信(サマリー情報)及び適時開示に関する英文開示の様式例や、英文開示 に記載するディスクレイマーの文例等を提供しています。以下のサイトにアクセスしてご利 用ください。

https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/form/index.html

なお、2025年4月以降のプライム市場における英文開示の義務化において、英語による開示については、日本語による開示の内容の一部又は概要を開示すれば足りるものとしています。一部又は概要を開示する際の考え方等は、リンク先の「開示様式例(一部又は概要)」をご参照ください。

(参考) 英文開示拡充の内容



(参考) 趣旨

- 当取引所は、プライム市場をグローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場と位置付けています。
- 2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂なども踏まえ、近年、プライム市場上場会社における英文開示の取組みは進展している一方、海外投資家からは、依然として、日本語と英語の情報量や開示のタイミングの差といった情報の非対称性が投資の制約になっている等、改善の必要性が指摘されています。
- こうした状況を踏まえ、プライム市場上場会社への更なる海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点から、英文開示の拡充に向けた上場制度の見直しを行います。

【留意点】

- 投資判断に重要な影響を与える会社情報の開示は、健全な証券市場の根幹を成すものであり、 適時・適切に行われる必要があります。
- 今回の英文開示については、日本語で上記の適時・適切な開示が行われていることを前提として、参考訳としての英文開示の拡充を求めるものです。
- 英文開示の負荷を考慮して日本語の開示を控えたり、英文の同時開示のために日本語の開示 が遅延することがないようご留意ください。

(参考) プライム市場における英文開示の拡充の内容

- 企業行動規範の望まれる事項として、プライム市場の上場会社は、会社情報について、可能な限り、日本語と同時に、英語で同一の内容の開示を行うよう努める旨の努力義務を新設
- そのうえで、上場会社における実務上の負荷も鑑み、まずは、特に投資判断に与える影響が大きく、速報性が求められる開示情報として、決算情報及び適時開示情報について、企業行動規範の遵守すべき事項として日本語と同時の英文開示を義務化

【具体的な義務化の内容】

項目		開示のタイミング	留意事項
決算情報	決算短信・四半期決算短信決算補足説明資料	• 日本語と同時 (※)	 全書類・全文について同時開示することが望まれるが、 日本語における開示の内容の一部又は概要を英語により開示することでも可
適時開示 情報	・ すべての適時開示項目		

[※] 例えば、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合であって、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、同時でなくても可(日本語を優先して開示)

【適用時期】

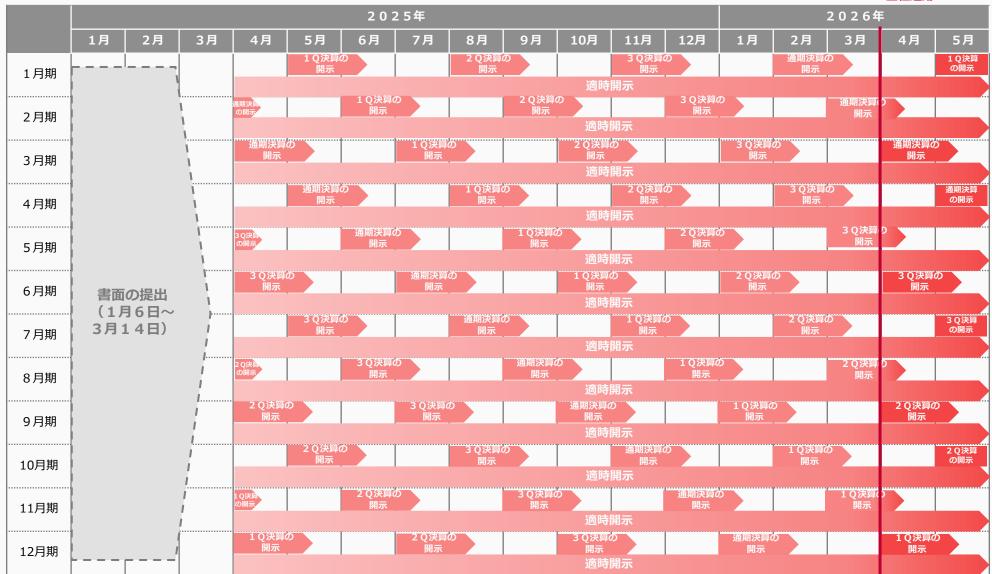
2025年4月1日以後に開示するものから適用

- ※ ただし、必要な体制整備に時間を要する企業も想定されることから、**具体的な実施予定時期を記載した書面を当取引所に提出している場合は、上記の適用を1年間猶予**(2025年3月下旬を目途に、書面の提出を行った上場会社の名称及び実施予定時期の一覧を当取引所のウェブサイトで公表予定)
- 英文開示は日本語の開示の参考訳と位置づけ(内容の正確性は規則違反に対する措置の対象外)
 - ※ なお、英文開示自体を行っていない場合(書面の提出も行っていないときに限る)等は規則違反に対する措置(公表 措置など)の対象

20

(参考) 改正規則の適用時期

全社適用



^{※ 2025}年4月1日以後に開示するものから適用

[※] 対応が困難な場合の書面の提出は、2025年1月6日~3月14日までの間に提出(1年間の猶予期間を経て、2026年4月1日以後に開示するものから全社適用)

^{© 2025} Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

「上場会社向けナビゲーションシステム」では、上記以外にも、関連するFAQを掲載しております。 今後も、よくあるご質問については、随時、こちらのサイトでFAQを公表いたします。

https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/category2511.html



お問い合わせ先

株式会社東京証券取引所 上場部 開示業務室

電 話:03-3666-0141(代表)

E mail: jojo@jpx.co.jp

※メールによりお問合せいただく際には、ご連絡先の電話番号をお知らせください。